

吹田市公園占用料の額 改定内容

(単位：円)

占用物件		単位	占用料			
			現 行	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1種電柱		1本につき1年	2,200	2,600	3,100	3,300
第2種電柱			3,400	4,100	4,900	5,000
第3種電柱			4,600	5,500	6,600	6,800
第1種電話柱			1,980	2,400	2,900	2,900
第2種電話柱			3,200	3,800	4,600	4,700
第3種電話柱			4,400	5,300	6,400	6,400
その他の柱類			150	180	220	260
共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき1年	20	24	29	29
地下電線その他地下に設ける線類			10	12	14	17
変圧塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1年	3,000	3,600	4,300	5,200
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,300	1,600	1,900	2,300
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年	100	120	140	170
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの		150	180	220	260
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの		200	240	290	350
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの		400	480	580	700
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		1,000	1,200	1,400	1,700
	外径1メートル以上のもの		2,000	2,400	2,900	3,500
鉄道、軌道その他これらに類する施設		1平方メートルにつき1年	3,000	3,600	4,300	5,200
マンホールその他これに類するもの			3,000	3,600	4,300	5,200
公衆電話所		1個につき1年	3,000	3,600	4,300	5,200
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	300	360	430	520
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物			1,100	1,200	1,200	1,200
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場			1,100	1,200	1,200	1,200
法第7条第2項に規定する社会福祉施設			300	360	430	520

認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場	1平方メートルにつき1年に3,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	3,000	3,600	4,300	5,200
認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年に11,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	11,000	12,000	12,000	12,000

備考

1. 施行期日

令和5年4月1日以後の占用に係る占用料：令和5年(2023年)4月1日

令和6年4月1日以後の占用に係る占用料：令和6年(2024年)4月1日

令和7年4月1日以後の占用に係る占用料：令和7年(2025年)4月1日